

裁判官はここを見る！訴訟で信用される証拠の残し方 ～日々のやりとり(メール・SNS等)を有力な証拠にするためのノウハウ～

【本講座は、2021年11月収録のセミナーを再配信するものです】

セミナー番号:61230616



——企業内弁護士として実際に企業法務の現場に接してきた経験を踏まえ、将来の紛争に備えるために、どのように証拠を残しておくべきかというテーマについて、理論と実践的なノウハウを解説・紹介。

▶主要講義項目

I はじめに

- 1 本企画の狙い
- 2 実際の取引風景

II 裁判所の事実認定の手法

- 1 なぜ「押印」は重要なのか
- 2 「押印」に関する民事訴訟法のルール
- 3 二段の推定
- 4 電子印鑑の法的効力

III 信用性の高い証拠を残すためのノウハウ

- 1 書面（文書）の証拠について
- 2 メール・SNS等について
- 3 写真・音声・動画等について
- 4 証言（供述）について

IV 具体例の検討

- 1 代表者印ではなく角印が押印された契約書について
- 2 注文書は交付されていないが、メールでの発注がある場合
- 3 (その他の具体例)
- 4 (その他の具体例)
……ほか

V 過去の裁判例等の紹介

- 1 不貞行為に基づく慰謝料請求でLINEデータの証拠能力と信用性が争われた事例
(東京地裁平成30年3月27日判決(平29(ワ)5782号))
- 2 無断で録音した音声の証拠能力が否定された事例
(東京高裁平成28年5月19日判決(平28(ネ)399号))
- 3 (その他の裁判例)
……ほか

(講義時間：約3時間)

●講師紹介●

重富智雄 (しげとみ ともお) 弁護士 (丸の内中央法律事務所)

2008年慶應義塾大学商学部卒業、2011年中央大学法科大学院修了。2012年に東京弁護士会に登録し、都内のシステム開発会社の企業内弁護士として3年間勤務。2016年に丸の内中央法律事務所に移籍し、現在に至る。

共著に『こんなところでつまずかない！弁護士21のルール』(第一法規、2015年)、『取引先とのトラブル対応』(ビジネス法務2015年10月号)、『Specialist Eyes』(法曹養成と臨床教育 No.9、2016年)がある。

ご視聴の要領

◇本セミナーは【収録動画】配信です◇

《視聴方法》ご視聴可能期間開始までに、Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡いたします(パスワードご連絡後は、視聴可能期間内であれば、いつでも、また何回でも繰り返しご視聴いただけます)。

● ご視聴可能期間：2023年6月16日(金)10時～2023年8月31日(木)17時

● お申し込み期限：2023年8月24日(木)

● 受講料(1名分)：33,000円(税込)——お申込み1口に対し、1名様の受講に限ります。

※お申込み方法等は、裏面をご覧下さい。

講座開設の趣旨

◆訴訟を有利に進めるためには、主張の裏付けとなる証拠をいかに集めるかが重要となります。このとき、契約書・合意書が残されていればいいのですが、実務では、契約書や合意書が作られないまま、取引を開始してしまうという場面も多くあります。

◆契約書・合意書がない場合、裁判所は、メールやSNS上のやりとり等の他の証拠に基づいて、合意の内容・成立過程について判断することになります。このとき、どのようなメール・SNSを残しておけば、より裁判官の信用が得られるのでしょうか？ 技術が進歩し、通信手段が多様化している今、取引経緯等をいかに証拠として残しておくかということを常に意識する必要があります。

◆本講義では、講師が、企業内弁護士として実際に企業法務の現場に接してきた経験を踏まえ、将来の紛争に備えるために、どのように証拠を残しておくべきかというテーマについて、理論と実践的なノウハウを解説・紹介します。事業部門の担当者への伝え方や、相手方への依頼の仕方など、働きかけ方にまで踏み込んでお話しし、実際の業務においてすぐに活用いただけることを狙いとします。

■本セミナーは、2021年12月7日～2022年2月7日に配信したセミナーの再配信です(収録日：2021年11月30日)

お申込要領・ご注意事項

- 本セミナーは、収録動画を配信してご視聴いただきます。必ずお申込前に、弊社HPの各セミナー案内画面（下記QRコードよりアクセスできます）上の「WEBセミナーの推奨環境・受講方法」、「WEB配信ご利用の注意事項」をご覧のうえ、「テスト動画」にて視聴可能であることをご確認ください。
- 受講のお申込みは、下記QRコードのご案内画面からWEB上にてお申し込みいただくか、下記申込書に必要事項をご記入のうえFAX・郵便にてご送付ください。お申込みの受付後、請求書を郵送いたします。
- 受講料は、ご送付する請求書に従って、お振込み下さい。特にお申出のない限り、銀行の受領証をもって領収証にかえさせていただきます。なお、「振込手数料」等は、ご負担くださいますようお願いいたします。
- 視聴URL・パスワードのご案内後や、講義資料等を別途郵送する旨をご案内しているセミナーについての講義資料等発送後は、キャンセルは一切お受けできません。ご送付する請求書に従ってお振込みください。
- ご記入の個人情報は、弊社の「個人情報保護方針」に従って適切に取り扱います。
- 反社会的勢力と判明した場合には、セミナーの受講をお断りいたします。
- 講義内容等または主催者の都合により、受講資格を制限させていただき、受講のお申込みをお受けできない場合がございます。
- 新型コロナウィルス、インフルエンザ等の市中感染状況や感染症蔓延防止のための政府方針、また天変地異の発生等の諸事情によりセミナーの開催・配信を中止・延期する場合がございます。
- 申込先 〒103-0027 東京都中央区日本橋3-6-2（日本橋フロント3階）
株式会社商事法務ビジネス・ロー・スクール（URL：<https://www.shojihomu.co.jp/>）
電話：03（6262）6761（ダイヤルイン） Eメール：law-school@shojihomu.co.jp

本セミナーの
QRコード→



-----切り取らないでください-----

〈有料WEBセミナー〉受講申込書

株式会社 商事法務 行

申込日：2023年 月 日

FAX. 03-6262-6802

●お申込欄中、※印の部分は必須でご記入願います。

講座名：『裁判官はここを見る！ 訴訟で信用される証拠の残し方』（受講料：33,000円（税込） 1名分）

※ 社 名	※ 住 所 (〒 - - -)			
※部署名：	※TEL. - - -			
業種：	振込予定日：2023年 月 日 振込予定			
※受講者名	※受講者のEメールアドレス	社歴等(端数切上) 入社後	実務経験	今後のご案内の要否(注)
		約 年	約 年	郵送希望 Eメール希望

(注)本「受講申込書」ご記入の連絡先に、今後のセミナー案内等をすることを希望される方は、○で囲んで下さい。↑